

令和 7 年度 群馬県立高崎北高等学校 部活動方針

令和 7 年 4 月

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

運動部 15 部（うち休部 1）、文化部 11 部、同好会 1 団体を設け、それぞれ顧問教師 1 名以上、生徒に部長、副部長各 1 名を置く（休部の部を除く）。

(2) 活動日及び活動時間について

① 週当たりの休養日の設定

- ・ 週 1 日以上の休養日を設定する。（詳細は各部ごとの活動計画による）

※ 大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・ 学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
（詳細は各部ごとの活動計画による）

③ 活動時間

- ・ 平日は、2 時間程度を原則とし、長くとも 3 時間程度とする。
ただし、校舎内の部活動は原則として 18 時までとする。
- ・ 学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）は、3 時間程度を原則とし、長くとも 4 時間程度とする。
- ・ 練習試合等で終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。
- ※ 平日に合宿やコンクール・大会前の練習等で、活動時間延長の場合は保護者の承諾を得て実施する。

④ 朝練習

- 放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わない。
ただし、朝練習を行う場合は、以下のとおりとする。
- ・ 練習の目的を明確にし、生徒及び保護者との連携を密にして実施する。
 - ・ 生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮し実施する。

⑤ その他

- ・ 定期考査 1 週間前から（土日を含む）考査終了までは部活動は行わない。公式試合等が直後にある場合等は、届出をして行うこと。

3 経費

- (1) 活動に当たる経費を生徒会費から補助する。
- (2) 各部において部費を徴収する場合もある。ただし、集める場合は必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その取扱いは以下の通りとする。
 - ①通帳や現金は、校内の鍵のかかる場所に保管する。
 - ②会計の管理は一人で行わず、必ず複数の顧問で行う。
 - ③帳簿を作成し、年度末に会計報告を行う。

4 参加する大会等の精選

体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

5 部活動運営

- (1) 外部指導者について
 - ①専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、外部指導者を活用する。
 - ②活用する場合は、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。
- (2) 活動計画書・実績報告書の提出について
 - ①毎月活動計画書を作成し、管理職に提出する。(提出日：前月末まで)
 - ②毎月実績報告書を管理職に提出するとともに、活動内容等を振り返る。
 - ③活動計画書、実績報告書のどちらについても高北掲示板への入力をもって、提出の代わりとする。
- (3) 部活動検討委員会について
 - ①「部活動検討委員会（仮称）」を設置し、各部の取組状況や課題等を協議する。
 - ②学校評議員会において、本校部活動の取組状況を報告し、指導助言を得る。

6 その他

- (1) 安全対策について
 - ①顧問教師は、可能な限り活動に立ち合い、また、安全面について、生徒に対して適宜指導を行う。
 - ②事故等の未然防止のため、環境整備・安全点検を心がけ、安全に活動できる環境を整える。
 - ③生徒の健康状態を常に把握し指導に当たる。
 - ④事故等発生時は、応急処置・救急車要請・管理職や保護者への報告等、初期対応を確実に実施する。
- (2) 体罰等の許されない指導の未然防止

学校教育活動の一環として行われる部活動は、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁じられていることは当然である。よって、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は絶対にしない。また、させない。